

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成19年7月6日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

みやぎ生活協同組合 専務理事 荻原 多加資

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

みやぎ生活協同組合明石台店

黒川郡富谷町明石台6丁目1-36、1-37、1-38、1-39、1-19、1-20、1-412、1-413

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

みやぎ生活協同組合 専務理事 荻原 多加資

仙台市泉区八乙女四丁目2-2

4 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

（変更前）黒川郡富谷町明石台6丁目1-36、1-37、1-38、1-39

（変更後）黒川郡富谷町明石台6丁目1-36、1-37、1-38、1-39、1-19、1-20、1-412、1-413

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）みやぎ生活協同組合 専務理事 荻原 多加資

仙台市泉区八乙女四丁目2-2

株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博文

広島県東広島市西条町賀茂工業団地

有限会社フラワード 代表取締役 堀江 信彰

仙台市泉区虹の丘4-2-9

ロイヤルネットワーク株式会社 代表取締役 仲條 啓三

山形県酒田市新橋1-4-10

株式会社プラザクリエイト 常務取締役 今村 文哉

仙台市青葉区中央3丁目8-31

株式会社やまや 代表取締役社長 川崎 徹

塩釜市新浜町 1 - 1 1 - 1 9

株式会社メガネの相沢 代表取締役社長 相沢 保彦

仙台市青葉区中央 3 丁目 8 - 3 1

(変更後) みやぎ生活協同組合 専務理事 荻原 多加資

仙台市泉区八乙女四丁目 2 - 2

株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博文

広島県東広島市西条吉行東 1 - 4 - 1 4

有限会社フラワード 代表取締役 堀江 信彰

仙台市泉区虹の丘 4 - 2 - 9

ロイヤルネットワーク株式会社 代表取締役 仲條 啓三

山形県酒田市新橋 1 - 4 - 1 0

株式会社プラザクリエイト 常務取締役 今村 文哉

東京都千代田区五番町 1 番地

株式会社やまや 代表取締役社長 山内 英房

仙台市宮城野区榴岡 3 丁目 7 - 3 5

株式会社メガネの相沢 代表取締役社長 相沢 博彦

仙台市青葉区中央 3 丁目 8 - 3 1

5 変更の年月日

4 (1) については平成 1 9 年 7 月 9 日、4 (2) のうち株式会社大創産業については平成 1 6 年 3 月 1 日、株式会社プラザクリエイトと株式会社メガネの相沢については平成 1 9 年 6 月 2 6 日、株式会社やまやについては平成 1 7 年 6 月 2 9 日

6 届出年月日

平成 1 9 年 6 月 2 6 日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター及び富谷町役場

8 縦覧期間

平成 1 9 年 7 月 6 日から平成 1 9 年 1 1 月 6 日まで (ただし、閉庁日を除く。)

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県経済商工観光部商工経営支援課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」 (経済産業省告示第 8 5 号) 及び意見書様式を参考のこと。